

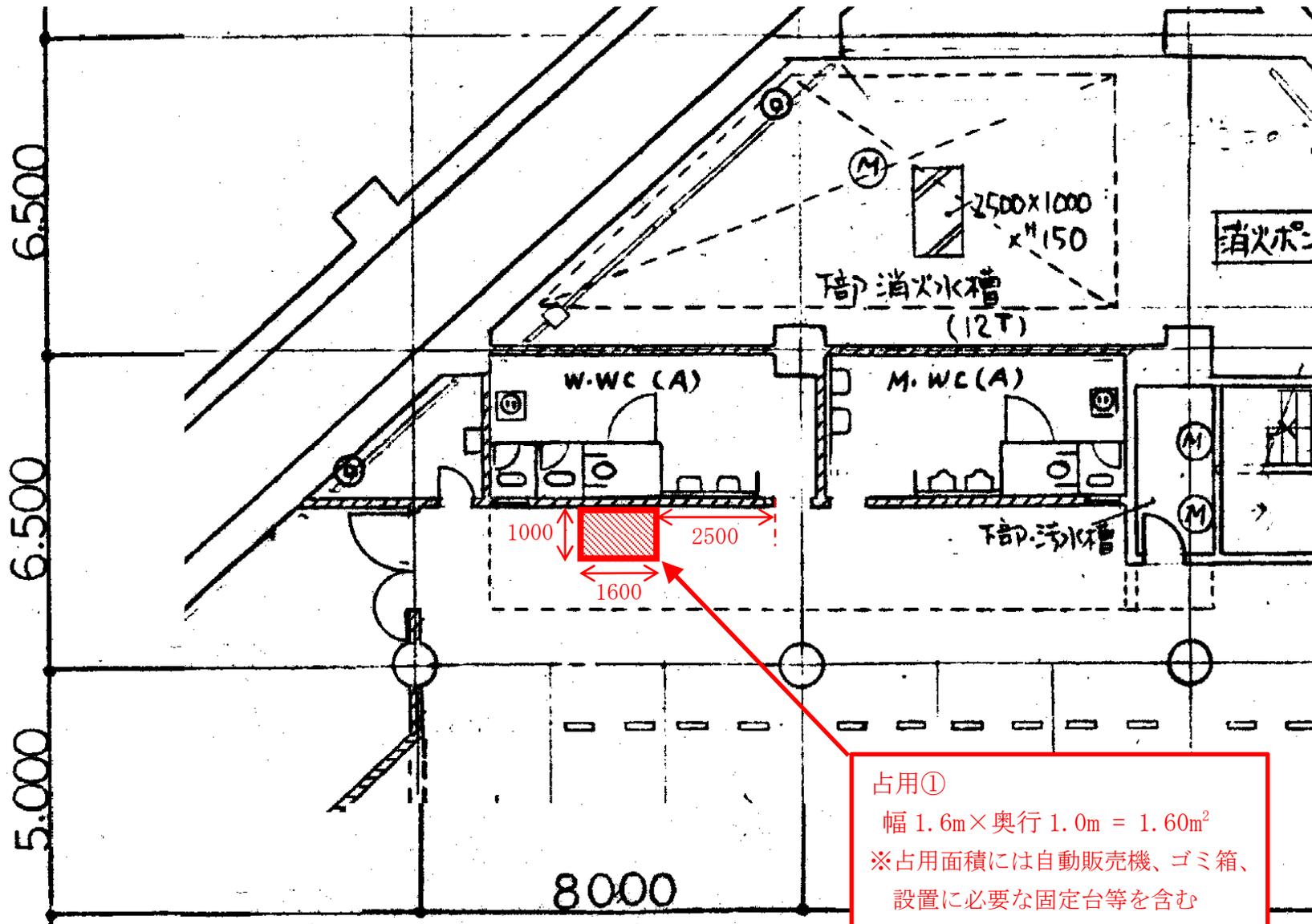
別添資料1 「位置図」





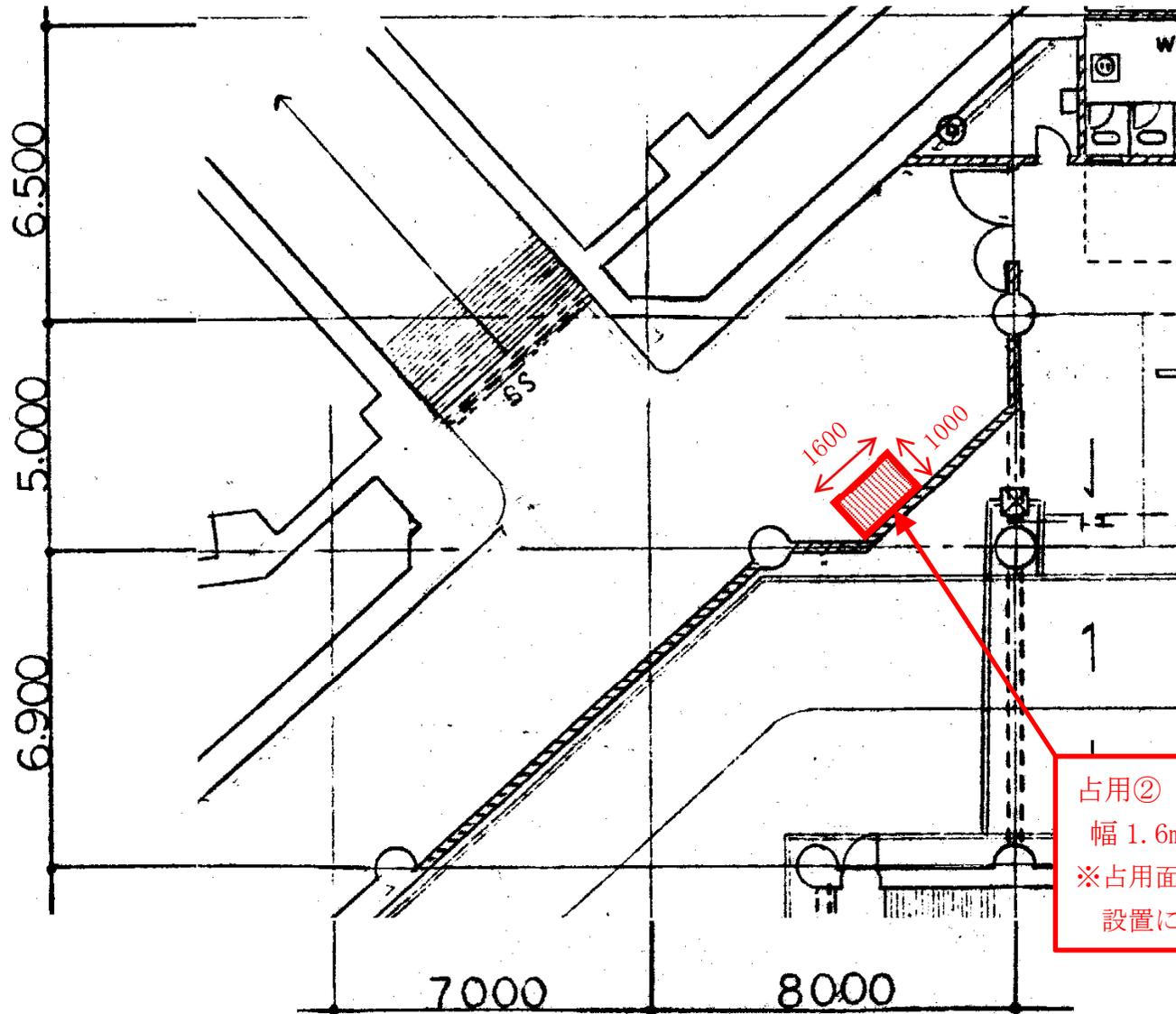
別添資料 2 「配置図-1」

神戸駅南駐車場 占用①



別添資料 2 「配置図-2」

神戸駅南駐車場 占用②



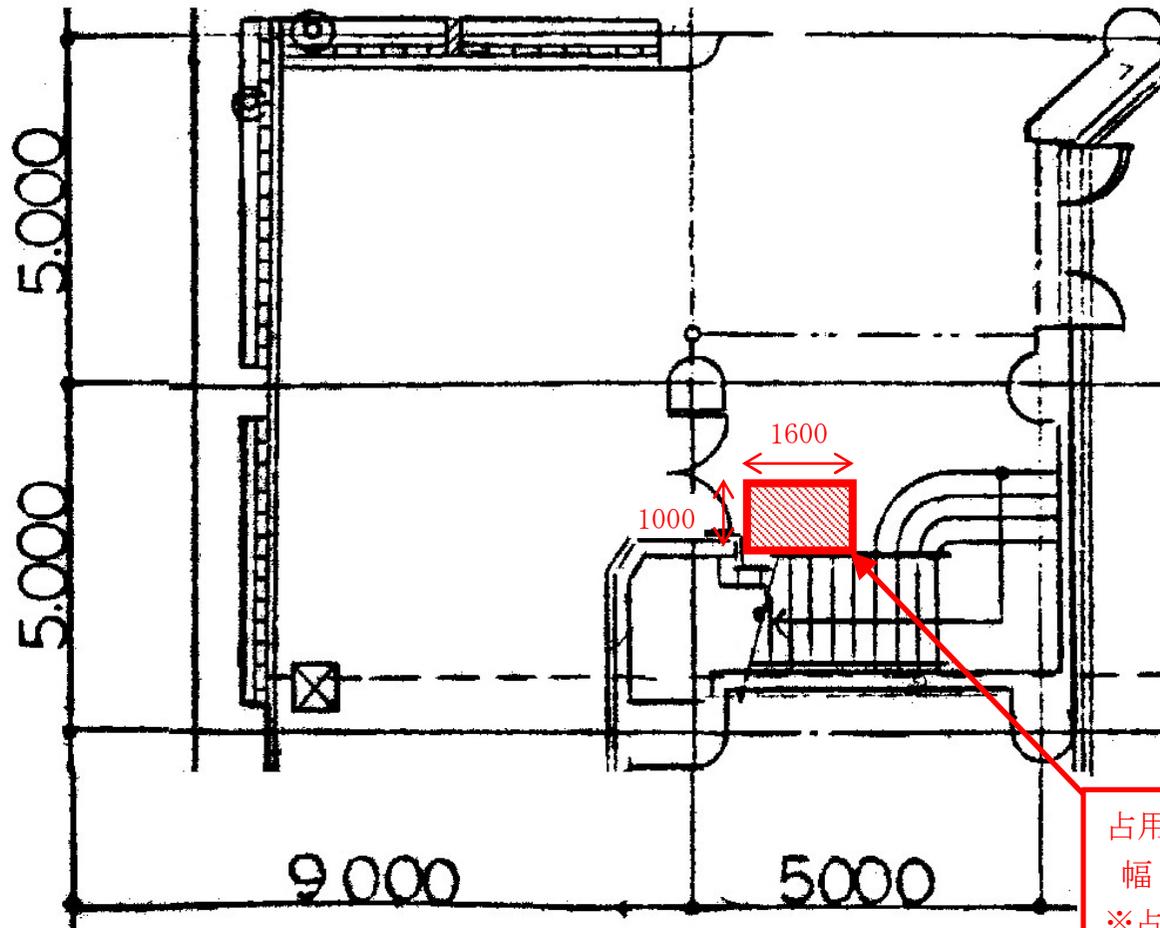
占用②

幅 1.6m × 奥行 1.0m = 1.60m<sup>2</sup>

※ 占用面積には自動販売機、ゴミ箱、  
設置に必要な固定台等を含む

別添資料 2 「配置図-3」

神戸駅南駐車場 占用③



占用③

幅 1.6m × 奥行 1.0m = 1.60m<sup>2</sup>

※ 占用面積には自動販売機、ゴミ箱、  
設置に必要な固定台等を含む

②令和元年度 神戸市グリーン調達等方針に係る判断基準（抄）

2 1 - 1 1 自動販売機設置

品 目	判断基準
飲料自動販売機設置	①エネルギー消費効率が表1に示された区分ごとの算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率を上回らないこと。 ②冷媒及び断熱材発泡剤にフロン類が使用されていないこと。 ③表2に掲げる評価基準に示された環境配慮設計がなされていること。 また、環境配慮設計の実施状況については、その内容がウェブサイト、環境報告書等により公表され、容易に確認できること。 ④特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。 ⑤飲料容器の回収箱を設置するとともに、容器の分別回収及びリサイクルを実施すること。 ⑥使用済自動販売機の回収リサイクルシステムがあり、リサイクルされない部分については適正処理されるシステムがあること

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象となる「飲料自動販売機設置」は、缶・ボトル飲料自動販売機、紙容器飲料自動販売機及びカップ式飲料自動販売機を市が調達または庁舎内外等に設置する場合をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを設置する場合は、これに含まれないものとする。
- ①商品を常温又は常温に近い温度のみで保存する収容スペースをもつもの
  - ②台の上に載せて使用する小型の卓上型のもの
  - ③車両等特定の場所で使用することを目的とするもの
  - ④電子冷却（ペルチェ冷却等）により、飲料（原料）を冷却しているもの
- 2 本項の判断の基準は、設置に係る契約等の期間中又は契約更新等の場合で機器の入替えが発生しない場合には適用しないものとする。
- 3 判断の基準①については、災害対応自動販売機、ユニバーサルデザイン自動販売機及び社会貢献型自動販売機のうち、当該機能を有することにより、消費電力量の増加するものについては適用しないものとする。
- 4 「フロン類」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第1項に定める物質をいう。判断の基準②において使用できる冷媒は、二酸化炭素、炭化水素及びハイドロフルオロオレフィン（HF01234yf）等。
- 5 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比で示した数値をいう。
- 6 判断の基準④については、リユース部品には適用しないものとする。
- 7 「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。
- 8 特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950:2008（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書Aの表A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記JISの附属書Bに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについてはJIS C 0950:2008に準ずるものとする。
- 9 判断の基準⑤については、設置する自動販売機の数及び場所並びに飲料の販売量等を勘案し、

回収に支障がないよう適切に設置すること。

10 「エネルギー消費効率基準達成率」とは、判断の基準①で算出した当該製品の基準エネルギー消費効率をエネルギー消費効率で除した数値を百分率（小数点以下を切り捨て）で表したものとする。

11 調達を行う各機関は、次の事項に十分留意すること。

ア. 利用人数、販売量等を十分勘案し、必要な台数、適切な大きさの自動販売機を設置すること。

イ. 設置場所（屋内・屋外、日向・日陰等）によって、エネルギー消費等の環境負荷が異なることから、可能な限り環境負荷の低い場所に設置するよう検討すること。

ウ. マイカップ対応型自動販売機の設置に当たっては、設置場所及び周辺の清掃・衛生面の確認を行い、購入者への注意喚起を実施するとともに、衛生面における問題が生じた場合の責任の所在の明確化を図ること。

12 調達を行う各機関は、「神戸市グリーン調達等方針に係る判断基準に基づく飲料自動販売機の仕様確認に関する事務処理要領」に沿って、飲料自動販売機の仕様を確認すること。

表1 飲料自動販売機に係る基準エネルギー消費効率算定式

区 分		基準エネルギー消費効率の算定式	
販売する飲料の種類	自動販売機の種類		
缶・ボトル飲料	コールド専用機又はホットオアコールド機	$E=0.218V+401$	
	ホットアンドコールド機 (庫内奥行寸法が400mm未満のもの)	$E=0.798Va+414$	
	ホットアンドコールド機(庫内奥行寸法が400mm以上のもの)	電子マネー対応装置のないもの	$E=0.482Va+350$
		電子マネー対応装置のあるもの	$E=0.482Va+500$
紙容器飲料	Aタイプ(サンプルを使用し、商品販売を行うもの)	コールド専用機	$E=0.948V+373$
		ホットアンドコールド機(庫内が2室のもの)	$E=0.306Vb+954$
	Bタイプ(商品そのものを視認し、商品販売を行うもの)	ホットアンドコールド機(庫内が3室のもの)	$E=0.630Vb+1474$
		コールド専用機	$E=0.477V+750$
カップ式飲料	-	$E=1020[T \leq 1500]$	
		$E=0.293T+580[T > 1500]$	

- 備考)
- 1 「コールド専用機」とは、商品を冷蔵して販売するためのものをいう。
  - 2 「ホットオアコールド機」とは、商品を冷蔵又は温蔵どちらか一方にして販売するためのものをいう。
  - 3 「ホットアンドコールド機」とは、自動販売機の内部が仕切壁で仕切られ、商品を冷蔵又は温蔵して販売するためのものをいう。
  - 4 E, V, Va, Vb 及び T は、次の数値を表すものとする。
    - E : 基準エネルギー消費効率 (単位 : kWh/年)
    - V : 実庫内容積 (商品を貯蔵する庫室の内寸法から算出した数値をいう。) (単位 : L)
    - Va : 調整庫内容積 (温蔵室の実庫内容積に 40 を乗じて 11 で除した数値に冷蔵室の実庫内容積を加えた数値をいう。) (単位 : L)
    - Vb : 調整庫内容積 (温蔵室の実庫内容積に 40 を乗じて 10 で除した数値に冷蔵室の実庫内容積を加えた数値をいう。) (単位 : L)
    - T : 調整熱容量 (湯タンク容量に 80 を乗じた数値, 冷水槽容量に 15 を乗じた数値及び貯水量に 95 を乗じて 0.917 で除した数値の総和に 4.19 を乗じた数値) (単位 : kJ)
  - 5 エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく経済産業省告示 289 号 (平成 19 年 11 月 26 日) の「3 エネルギー消費効率の測定方法 (2)」による。

表 2 飲料自動販売機に係る環境配慮設計項目

目 的	評 価 項 目	評 価 基 準
リデュース (省資源化)	使用資源の削減	製品の質量を削減抑制していること。
	再生材の使用	再生材の使用を促進していること。
	製品の長寿命化	オーバーホール, リニューアルへの配慮をしていること。
		製品の分解・組立性への配慮・改善をしていること。
消費電力量の削減	修理・保守性への配慮をしていること。 製品の消費電力量の抑制が図られていること。設置条件, 設定条件の適正化等の運用支援を行っていること。	
リユース (再使用化)	リユース部品の選定	リユース部品について設計段階から選定し, 共通化・標準化に配慮していること。
	製品での配慮	リユース対象部品の分解・組立性に配慮していること。
	部品のリユース設計	リユース対象部品への表示, 清掃・洗浄, 与寿命判定の容易性に配慮していること。
リサイクル (再資源化)	材料	リサイクル可能な材料を選択していること。
		プラスチックの種類の一貫化及び材料表示を行っていること。
	分解容易性	リサイクル困難な部材の使用削減を図っていること。 事前分別対象部品の分解容易性に配慮していること。

## 別添資料4「道路占用許可条件」

### 道路占用許可条件

1. 占用に関する工事（以下「占用工事」という。）に着手しようとするときは、あらかじめ工程表及び施行計画書を付して神戸市道路公社（以下「公社」という。）に届け出て、その指示に従うとともに、工事が完了したときは、工事完了写真を添えて公社に届け出て、その検査を受けること。
2. 提出済の暴力団又は暴力団員でないことを誓約する書面に反しないこと。
3. 占用物件には、公社が必要と判断する場合には、占用許可番号、占用者の住所、氏名及び占用の目的・期間を明記した標札を会社の指示する場所に掲示すること。
4. 道路の構造若しくは交通に支障を及ぼし、又は及ぼすこととなるおそれがないように、適切な時期に、占用物件の巡視、点検、修繕その他の当該占用物件の適切な維持管理を行うこと。それを含め維持管理は占用者の負担において行うこと。
5. 占用目的以外に使用し、又は許可物件以外の工作物若しくは施設を設置しないこと。
6. 占用又は占用工事により道路に損傷等を与えたとき、又はそのおそれのある場合は、速やかに公社に届け出て、その指示に従い占用者の負担において原形に復旧すること。
7. 占用物件の異常により、道路の構造又は交通若しくは周辺住民に影響を与え、又はそのおそれがあるときには、ただちに必要な措置を講ずるとともにその占用物件の異常の状況及びそれに対して講ぜられた措置の概要を公社に報告すること。
8. 占用又は占用工事により公社に損害を与え、又は第三者と紛争が生じたときは、速やかに公社に届け出て、その指示に従い占用者の責において損害を賠償し、又は紛争を解決すること。
9. 天災事変等に起因する道路の損壊によって生じた占用物件又はその利用者等への損害は、公社は一切補償しない。
10. 占用者は、占用物件を譲渡又は貸与しないこと。ただし、あらかじめ公社の承諾を得た場合は、この限りではない。
11. 公社が道路管理上必要とする各種工事の施工については、これを容認し、かつ妨げないこと。なお、当該工事の期間中に占用者が受ける損失については、公社はこれを補償しない。
12. 占用者は、道路に関する工事その他道路の管理等の必要上、公社が行う立ち入りについては、これを容認し、かつ妨げないこと。
13. 占用者は、道路に関する工事その他道路の管理の必要上、公社が占用許可を取り消し又は使用を停止し、若しくは占用物件の移転、撤去、変更等を求めたときは、これに従うとともに、その費用は占用者において負担すること。
14. 占用期間が満了した場合又は占用を廃止した場合は、公社に届け出て、公社の指示に従い道路を原状回復することとし、その費用は占用者において負担すること。ただし、公社が原状に回復することを不相当と認めた場合はこの限りではない。
15. 公社が必要と認めた場合、占用物件の使用状況について質問し、実地に調査し又は参考となるべき資料その他の報告を占用者に求めることができるものとする。この場合において、占用者は調査、報告等を拒み又は妨げてはならない。
16. 公社が定める占用料を指定する期日までに納入すること。なお、占用期間中であっても占用料を変更する場合がある。

17. 相続、合併その他の一般承継により占有許可に基づく権利を承継した者は、その承継の日から30日以内に公社に届け出ること。住所若しくは事務所の位置又は氏名若しくは商号等に変更があった場合も同様とする。
18. 本占有に係る一切の費用は、占有者において負担すること。
19. 占有者は、道路法、道路法施行令、各物件の管理等について定めた法令その他の関係法令や条例、ガイドラインその他の関係規程を遵守することと。
20. 公社は、占有期間中であっても、本物件を公用又は公共のように供するため必要とするとき、又はその他の事由により貸し付けることが不相当になったときは、予告のうえ占有許可を取り消すことができるものとする。
21. 占有者は、入札占有指針及び本条件に定める義務を履行しなかったため公社に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
22. 占有の開始から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、公社の所在地を管轄する裁判所をもって、その管轄裁判所とする。
23. 上記各項に定めのない事項については、公社に届け出しその指示に従うものとする。

上記各項の条件に違反したときは、公社は占有許可を取り消し、原状回復させることがある。

## 別添資料5 「道路占用許可申請書記入要領」

ダウンロードした「道路占用許可申請書」の申請書記入用シートに下記要領で、駐車場ごとに申請書を提出すること。

### 【記入要領】

- ・「申請種別」には、「新規」を選択すること
- ・「占用の目的」には、「自動販売機の設置」と記載すること
- ・「路線名」には、駐車場名を記載すること
- ・「歩道の別」は空白とすること
- ・「占用物件名称」には、「自動販売機等」と記載すること
- ・「占用物件規模」には、占用する自動販売機の寸法(幅×長さ×高さ)を記載すること  
→ 占用する自動販売機の寸法が複数ある場合、最も大きい寸法を記載
- ・「占用物件数量」には、占用する総面積を記載すること
- ・「占用物件の構造」、「工事の実施方法」、「道路の復旧方法」には、「入札占用計画のとおり」と記載すること
- ・その他、掘削・復旧に関する項目は空白とすること

### 【添付書類】

- ・「付近見取図」は、入札占用指針に添付されている「平面図」「配置図」を使用すること
- ・「現況写真」は、占用場所の現地写真に占用物件の設置状況がわかるイメージ図を挿入した書類を提出すること
- ・その他、公社が必要と判断した書類を提出すること